

外国人起業活動促進事業の概要（スタートアップビザ）

- 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を、2018年12月に開始。地方公共団体の管理・支援プログラムを経済産業大臣が認定、地方出入国在留管理局が在留資格「特定活動」を付与。

福岡市・愛知県・岐阜県・神戸市・大阪市・三重県・北海道・茨城県・横浜市・仙台市・大分県・京都府・新潟県・兵庫県・渋谷区・浜松市（計16団体）を認定。

- 地方公共団体
管理・支援のプログラムの作成及び実施、外国人の選定
- 経済産業省
地方公共団体が作成した管理・支援のプログラムの認定
- 地方出入国在留管理局
在留資格「特定活動」の審査、許否の決定等

本制度

地方公共団体による管理・支援の下で
行う起業のための活動
在留資格「特定活動」
(6月)

経営・
管理

1年以内に起業する見込みがあること。

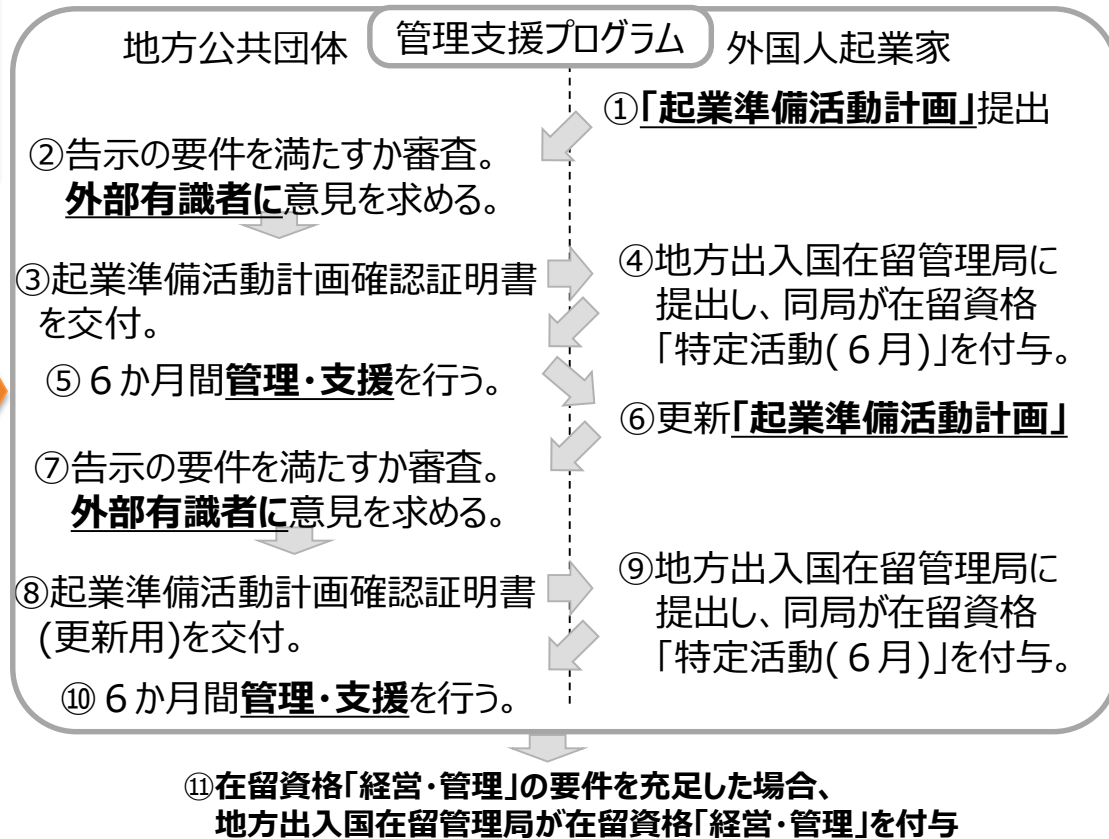
6月以内に起業する確実な見込みがあること。
(特区と同程度)

特区制度

「経営・管理」(6月)
(創業活動)

「経営・管理」

経済産業大臣は、地方公共団体において以下のプログラムを実施する体制が整っていると判断した場合は、プログラムを認定。



※ 留学生については、2020.11より、大学を卒業後、スタートアップビザを活用して在留する外国人起業家が一定の要件を満たす場合に、最長2年の在留が認められる在留資格への移行が可能となった。